○育児休業復帰後特別預かりを利用する手続きの流れ

**通常保育の利用手続き**

保育幼稚園課に支給認定申請書を提出 → 保育幼稚園課
（申請内容）①保育の必要性の認定
②希望施設の利用調整
③保育料の決定

↓

保育幼稚園課から保育支給認定証を受け取る ← 保育幼稚園課

保育幼稚園課が希望施設の利用調整を実施
⇒上の子も下の子も利用調整の指数に
１００点が加点され入園が優先される。

↓

保育幼稚園課から利用調整結果通知を受け取る ← 保育幼稚園課
・入園内定の場合⇒【通常保育を利用】
・入園不可の場合⇒【下へ】

↓

上の子が入園（通常保育）できない場合・・・

**特別預かりの利用手続き**

保育幼稚園課から特別預かりの利用案内と
利用者負担上限額通知を受け取る ← 保育幼稚園課

↓ 特別預かり実施を要請

↓

施設（元の園）に特別預かりの利用を申し込む → 施設（元の園）
（添付書類）①保育支給認定証
②利用調整結果（不可）通知
③利用者負担上限額通知
（写し）

↓

施設から利用決定と利用者負担額の決定を受ける ← 施設（元の園）

↓

特別預かり利用開始

↓

施設に利用者負担額を支払う（毎月） → 施設（元の園）